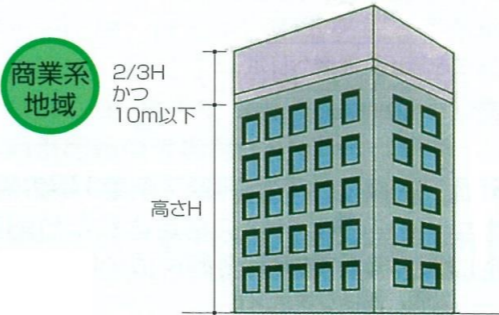
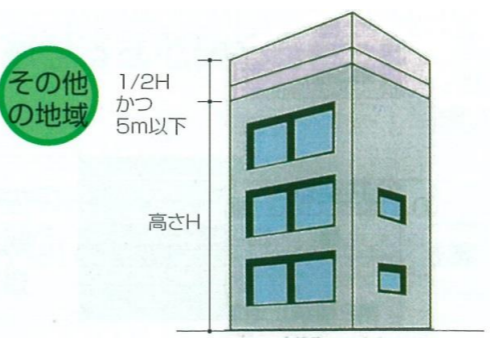


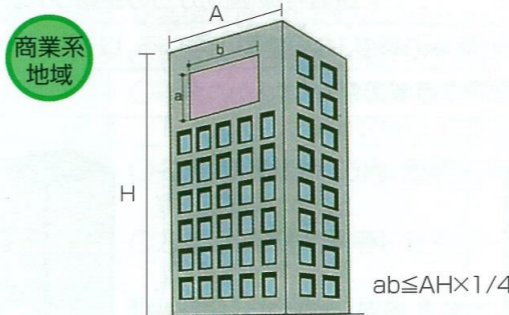
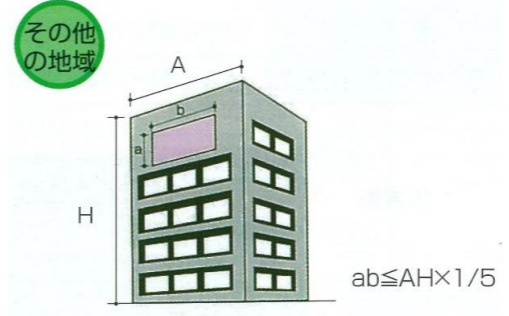
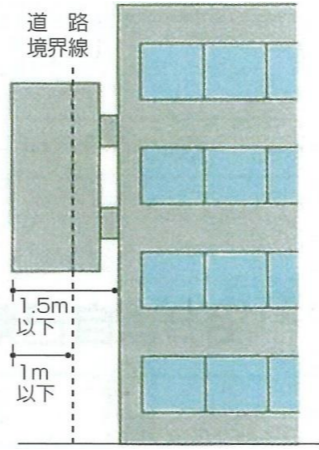
主な許可基準等比較表

	県条例による基準				市の考え方
	禁止地域			許可地域	
	第1種	第2種	第3種		
許可不要					
自家用	面積	5㎡以下		10㎡以下	県条例と同様に規定
	個数	3枚(個・基)以下		3枚(個・基)以下	
自家用以外	面積・個数に関わらず、すべて許可要				
許可基準					
共通基準	①特に景観に配慮すべき地域又は場所では、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとする事			県条例と同様に規定	
	②広告物の裏面、側面及び広告物を掲出する物件は、塗装その他の方法により装飾をし、その装飾を表示面と調和したものとする事				
	③ネオンサインその他の照明を使用する広告物等は、昼間における美観の維持に必要な対策を講じること				
	④蛍光塗料、蛍光フィルム又は反射光の強い塗料を使用しないこと				
	対象外	⑤第1種低層・中高層住居専用地域、第2種低層・中高層住居専用地域又は風致地区の境界線から100m以内の地域に掲出する広告物で、これらの地域から視認できるものは、ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを利用するものを使用せず、かつ、光源の点滅(光源の動き又は光源の輝度の変化を含む)がないものとする事		5.「光源の点滅」として、「光源の動き」、「光源の輝度の変化」に加え「光源の色彩の変化」を含むこととします。	
	規定なし			<p>※「可変表示式広告物」の基準を新設します。 ※「可変表示式広告物」とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物(60秒以上静止した画像又は文字を表示するものを除く)とします。</p> <p>⑥第1種低層・中高層住居専用地域、第2種低層・中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域又は準工業地域に表示又は設置する「可変表示式広告物」は次に掲げる基準に適合すること。 (1)自家用広告物等以外は禁止 (2)設置数は1敷地に1個以下 (3)1方向の表示面積は5㎡以下、合計10㎡以下 (4)上端の地上からの高さは5m以下 (5)壁面における表示面積の計算は5倍した面積によるものとする。</p> <p>⑦近隣商業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域に表示又は設置する「可変表示式広告物」で⑥で規定する地域の境界線から100m以内の地域に表示又は設置するものが⑥で規定する地域から視認できるものは次に掲げる基準に適合すること。 (1)1方向の表示面の面積は10㎡以下、合計20㎡以下 (2)上端の地上からの高さは10m以下 (3)壁面における表示面積の計算は4倍した面積によるものとする。</p>	

主な許可基準等比較表

	県条例による基準				市の考え方	
	禁止地域			許可地域		
	第1種	第2種	第3種			
許可基準(個別基準)						
1. 屋上利用						
広告物の高さ	禁止	【商業系】 地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下 【商業系以外】 地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下 【工業系地域】 地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ7m以下			県条例と同様に規定	
地上からの高さ		【商業系】 52m以下 【商業系以外】 47m以下				
掲出場所		木造建築物の屋上禁止				
色彩		・彩度の高い色(彩度10以上の色)の色数は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)	なし			
その他		・壁面の延長面から突出禁止 ・支柱や骨組みの遮へい				
		・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅が急速なものの禁止	【商業系以外】 ・ネオンサイン等使用禁止 ・光源の点滅が急速なものの禁止			

主な許可基準等比較表

	県条例による基準				市の考え方
	禁止地域			許可地域	
	第1種	第2種	第3種		
2. 壁面利用					
表示面積の合計	【商業系】 壁面の1/4以下 【商業系以外】 壁面の1/5以下				<p>・表示面積、高さは県条例と同様に規定</p> <p>※「意匠が同一のものは1壁面に1個」について 実態に即して景観上支障のない「2個まで」に変更予定 (出入口などに左右対称に配置されることが多いため)</p>
地上からの高さ	【商業系】 52m以下 【商業系以外】 47m以下				
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色の色数は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く) 		なし		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・壁の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部をふさがないこと ・意匠が同一のものは1壁面に1個 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅が急速なものの禁止 	ネオンサイン等を使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積とする。(商業系以外では5倍)		
	※自家用以外の広告物は案内誘導を目的としたものに限る		なし		
3. 壁面突出					
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下				県条例と同様に規定
地上からの高さ	【商業系】 52m以下 【商業系以外】 47m以下				
道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)				
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色の色数は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く) 		なし		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の上端を超える突出し禁止 ・表示面以外の面は金属等で被覆し露出させないこと 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅が急速なものの禁止 	交通信号機から10m以内でのネオンサイン等の使用禁止・光源の点滅の禁止		
※自家用以外の広告物は案内誘導を目的としたものに限る		なし			

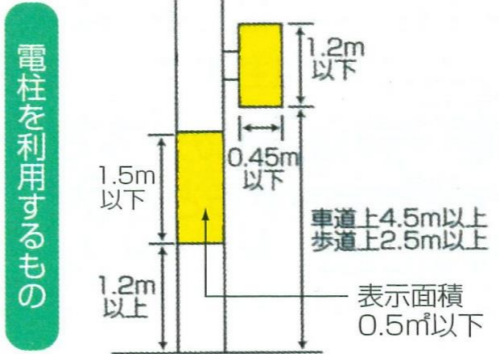
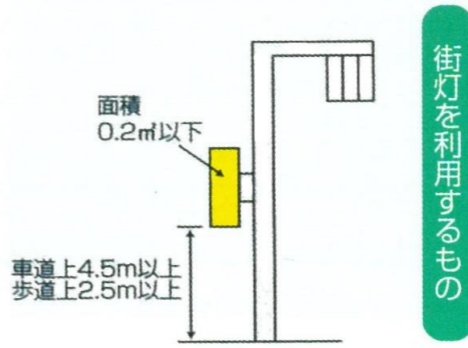
主な許可基準等比較表

	県条例による基準				市の考え方
	禁止地域			許可地域	
	第1種	第2種	第3種		
4. 自己敷地内建植え					
表示面積	○広告板 1方向の表示面積20㎡以下、表示面積の合計40㎡以下 ○広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積の合計60㎡以下				県条例と同様に規定
数量	2基以下				
地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下	15m以下	
色彩	・彩度の高い色の色数は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)			なし	
その他	・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅の禁止	・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅が急速なもの禁止	【商業系地域以外】 ・地上からの高さが5メートルを超える場合はネオンサイン等の使用禁止・光源の点滅が急速なもの禁止		
5. 自己敷地外建植え(野立広告物)					
表示面積	○広告板 1方向の表示面積10㎡以下、表示面積20㎡以下 ○広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下、表示面積30㎡以下				県条例と同様に規定
地上からの高さ	○広告板 5m以下 ○広告塔 10m以下				
相互距離	禁止 5m以上				
掲出場所	・特定区域での掲出禁止 ・交通信号機・踏切からの距離5m以上				
色彩	彩度の高い色は2色以下				
その他	・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅の禁止				
<p> 図解: 1方向の表示面積10㎡以下、表示面積20㎡以下(ただし、路線からの距離が100m以上のものにあつては、20㎡以下)。高さ5m以下。 </p> <p> 図解: 高さ10m以下、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下。 </p>					

主な許可基準等比較表

		県条例による基準			市の考え方	
		禁止地域		許可地域		
		第1種	第2種			第3種
6. 自己敷地外建植え(道標・案内図板等)						
表示面積	道標	1㎡以下	2㎡以下		 <p>道標イメージ</p>	県条例と同様に規定
	案内図板	3㎡以下	6㎡以下			
	説明板	2㎡以下	4㎡以下			
	その他	3㎡以下	6㎡以下			
地上からの高さ	3m以下	3m以下(市長が特にやむを得ないと認めるときは5m以下)				
相互距離	5m以上					
色彩	・彩度の高い色の色数は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下 (色数が2色以下の場合を除く)					
掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上					
その他	・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止					
7. 自己敷地外建植え(案内誘導広告物)						
表示面積	1方向2㎡以下			県条例と同様に規定		
横の長さ	2m以下					
地上からの高さ	3m以下					
誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内					
相互距離	5m以上					
掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上					
色彩	・彩度の高い色2色以下 ・彩度の高い色の地色部分に対する割合1/2以下 (色数が2色以下の場合を除く)					
その他	・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示 ・方向、距離等の誘導にかかる表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止、光源の点滅の禁止					

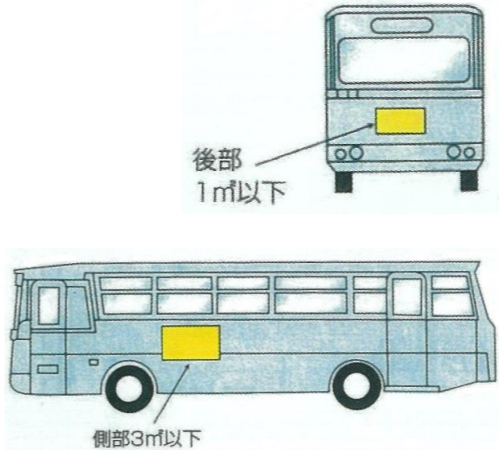
主な許可基準等比較表

		県条例による基準			市の考え方	
		禁止地域		許可地域		
		第1種	第2種			第3種
8. 電柱・街灯を利用するもの						
電柱 利用	規格	○突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下			 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 570px; top: 280px;">電柱を利用するもの</p>	県条例と同様に規定
	数量	○巻き付けるもの 1.5m以下、表示面積1方向0.5㎡以下				
	高さ	○突出するもの 道路面から4.5m以上(歩道上2.5m以上)				
	掲出場所	○巻き付けるもの 道路面から1.2m以上				
	色彩	交通信号機からの距離5m以上				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色は2色以下 ・地色への彩度の高い色の使用禁止 				
	その他	突出するものは、設置する方向が歩車道の区別のある道路にあつては歩道側、その他の道路にあつては路肩側とすること		※自家用以外の広告物については案内誘導を目的としたものに限る		
街灯 利用	規格	1方向0.2㎡以下			 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 700px; top: 545px;">街灯を利用するもの</p>	県条例と同様に規定
	数量	街灯1本につき突出するもの1個				
	高さ	道路面から4.5m以上(歩道上2.5m以上)				
	掲出場所	交通信号機からの距離5m以上				
	色彩	禁止				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色は2色以下 ・地色への彩度の高い色の使用禁止(色数が2色以下の場合を除く) 				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする ・同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること ・厚さ0.15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること 				

主な許可基準等比較表

		県条例による基準			市の考え方			
		禁止地域				許可地域		
		第1種	第2種	第3種				
9. バス停留標識、消火栓標識を利用するもの								
バス 停留所	規格	1方向につき表示板の表示面の面積の1/3以下			<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 20px;"> <p>バス停留所標識を利用するもの</p> </div> <div> <p>消火栓標識を利用するもの</p> </div> </div>			
	数量	1個						
	その他	車両の進行方向から展望できない面に表示すること						
消火栓	規格	縦0.4m以下、横0.8m以下						
	数量	標識1本につき突出するもの1個						
	高さ	道路面から4.5m以上(歩道上2.5m以上)						
	掲出場所	交通信号機からの距離5m以上						
共通	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色は2色以下 ・地色への彩度の高い色の使用禁止(色数が2色以下の場合を除く) 						
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅が急速なものの禁止 	なし				
	※自家用以外の広告物は案内誘導を目的としたものに限る							
10. アーチ、アーケードを利用するもの								
アーチ 利用	その他	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 20px;"> <p>アーチを利用するもの</p> </div> <div> <p>アーケードを利用するもの</p> </div> </div>			県条例と同様に規定			
アーケード 利用	表示面積					1方向につき0.5㎡以下		
	数量					禁止		
	その他					<ul style="list-style-type: none"> ・同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること ・照明を伴うものであること ・ネオンサイン等の使用禁止、光源の点滅の禁止 		
共通	高さ	道路面から4.5m以上(歩道上2.5m以上)						

主な許可基準等比較表

	県条例による基準				市の考え方
	禁止地域			許可地域	
	第1種	第2種	第3種		
11. 電車に表示するもの					
表示面積	広告物が表示される車両1両の各面における広告物の表示面積の合計は、当該各面の面積の1/5以下とすること				県条例と同様に規定
色彩	地色に彩度の高い色又はマンセル色票系に規定する彩度が8以上の青若しくは青緑を使用しないこと。ただし、地色をその表示する箇所の車両の色とする場合は、この限りでない。				
12. 自動車に表示するもの					
宣伝車	消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする				県条例と同様に規定
路線バス	表示面積は、側部にあつては1側部につき3㎡以下、後部にあつては1㎡以下とし、全部には表示しないこと (ラッピングバスを除く)				
13. 垣、塀を利用するもの					
表示面積	表示面積の合計は、掲出される垣又は塀の面の面積の1/4以下とすること				県条例と同様に規定
個数	2個以下とすること				
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く) 		なし		
その他	垣又は塀の外郭線から突出させないこと				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅が急速なものの禁止 	なし		
※自家用以外の広告物は案内誘導を目的としたものに限る					

主な許可基準等比較表

	県条例による基準			市の考え方
	禁止地域		許可地域	
	第1種	第2種		
14. 広告幕(壁面を利用するものを除く)				
高さ	横断幕にあつては、道路面からの高さが4.5m以上であること			県条例と同様に規定
色彩	・彩度の高い色は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)		なし	
その他	※自家用以外は禁止		なし	
15. アドバルーン				
規格	幅1.5m以下、高さ15m以下の網に布片等で表示し、かつ主網に十分緊結すること			県条例と同様に規定
色彩	・彩度の高い色は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)		なし	
その他	※自家用以外は禁止		なし	
16. 広告旗				
規格	表示面積は2㎡以下とすること			県条例と同様に規定
相互間距離	道路の路肩から5m以内の場所に掲出するものにあつては、相互間の距離を5m以上とすること			
色彩	・彩度の高い色は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)		なし	
その他	※自家用以外は禁止		なし	
17. 置き看板				
設置場所	道路上に設置しないこと			県条例と同様に規定
色彩	・彩度の高い色は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)		なし	
その他	・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅の禁止	・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅が急速なもの禁止	なし	
	※自家用以外の広告物は案内誘導を目的としたものに限る		なし	

主な許可基準等比較表

	県条例による基準				市の考え方
	禁止地域			許可地域	
	第1種	第2種	第3種		
許可基準(総量規制)					
面積	10㎡以下	20㎡以下	30㎡以下	なし ※高さが15mを超える建築物に掲出する広告物について 総表示面積は、一建築物の壁面合計面積 (近隣商業地域及び商業地域にあつては52㎡以下、 その他の地域にあつては47㎡以下の面積)の 1/2を超えないこと	県条例と同様に規定
個数	3枚(個・基) 以下	4枚(個・基) 以下	5枚(個・基) 以下		

